

委員会審査

3月定例会及び6月定例会で各委員会に付託された議案等について審査を行いました。

総務企画委員会

委員長 児玉 康比古

◆ 肱川地区複合公共施設整備調査・設計業務（債務負担行為）について

説明 先の豪雨災害から肱川地区の復興を進める中で取り組む「複合公共施設」に係る調査・設計業務について、今年度と来年度の2力年で債務負担行為により実施しようとするもの。

問 複合施設整備については、整備を望んでいない住民もいると聞

いており、現在は、新型コロナウイルス感染症対策が最優先で、財政状況も考えると整備を急ぐ必要はないのではないか。

答 肱川地区復興まちづくり計画は、一般の肱川地区復興まちづくり推進協議会で承認いただいております、これまでも意見交換会や3地区での座談会を通じ、要望をいただき

ながら現在の形になった経緯がある。

また、地域の代表者からなる協議会や地元の女性の会などにおいても、そのような意見は伺っており、現段階では肱川地域の総意として、複合施設の整備に賛同いただいているものと理解している。

問 現在の支所・公民館は1階部分が駐車場になっているのに対し、今回の計画では1階に窓口機能や公民館機能を配置する計画になっているが、浸水のリスクを考慮しないのか。

答 河川整備計画の推進による治水安全度の向上に加え、今後県の事業として河辺川沿いにパラペットを整備するなど、平成30年7月豪雨規模の洪水を防ぐ減災対策を講じていただいている。災害がないとは言えないが、住民の皆様のご意見を踏まえ、利用者にやさしい安全・安心な施設整備に努めていきたい。

◆ 大洲市税条例の一部改正について

説明 地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による措置として、市税の徴収猶予制度及び個人住民税の寄附金税額控除の特例に関する規定を整備するほか、市税の特例措置の拡充及び適用期限を延長するため、所要の改正を行うもの。

問 中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置の申請方法について

答 軽減措置を受ける場合は、事業収入の減少要件等を満たしているかについて、税理士・公認会計士・弁護士、或いは商工会議所などの「認定経営革新等支援機関」の認定を受けたのち、税務課に申請することになる。

◆ 地域公共交通対策事業について

説明 大洲市地域公共交通網形成計画に基づき交通空白地等における新たな公共交通の導入や見直しが進められており、その運行に際し必要となる車両について、宝くじの社会貢

献広報事業であるコミュニティ助成事業の採択を受けたことから、車両3台分の購入に係る予算を計上しているもの。

問 車両3台の使用範囲について

答 南久米地区では、スクールバスを使用し実証運行を開始しているが、学校行事によっては使用できないことがあるため、10人乗りの車両1台は南久米地区で使用したい。

また、上須戒地区でも現在当事業に係るアンケートを実施し、実証運行に向けた手続きを進めているため、調整が可能であれば上須戒地区でも使用したい。6人乗りの車両2台については、河辺地域や長浜地域の豊茂地区で使用していく予定である。

◆ 防災費一般経費について

説明 新型コロナウイルス感染症に對しては、第2波への備えが強く求められ、そのような状況下で災害が発生し、避難所を開設する際には、感染症予防に対する万全な準備が重